

36. 酒税の見直しと適用期限の延長

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

清酒等の製造業者の経営の安定化、地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化を目的としている。

(2) 内容

①適用期限の延長

- ・清酒等の小規模製造者について、清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を5年延長する。
- ・ビールの小規模製造者について、ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。

②軽減割合の見直し

- ・清酒等のうち果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く。)の軽減割合を引き上げる。

③適用除外

- ・大手製造者(その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者)を、清酒等に係る酒税の税率の特例措置及びビールに係る酒税の税率の特例措置の適用対象から除外する。

(3) 適用時期

- ①清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限は平成35年3月31日まで延長される。
- ②清酒等に係る酒税の税率の特例措置の軽減割合の見直しは平成32年10月1日以後に適用される。
- ③ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限は平成33年3月31日まで延長される。

(4) 影響

- ①清酒等の需要減少を抑止し、清酒等製造者の経営基盤を安定させる効果が見込まれる。
- ②小規模なビール製造業(以下「地ビール製造業」という。)への参入を促進するとともに、地ビール製造業者の経営基盤の強化につながるものと見込まれる。

(5) 実務のポイント

適用期限が延長となった一方で、酒類の総課税移出数量が一定量を超える酒類製造者は適用対象から除外されるため、大手製造者は本特例措置の適用を受けられなくなる。

2. 改正の趣旨・背景

- (1) 酒税の引き上げや社会環境の変化など、酒類業を取り巻く厳しい環境下において、酒類業の健全な発達のためには中小零細業者が多い清酒等製造者の経営基盤の安定化を図る必要があるため、清酒等に係る酒税の税率の特例措置を延長する。
- (2) 地ビール製造業は、地場産業の中核として重要な役割を果たしており、地ビール業界の更なる活性化とそれによる地域活性化を図るため、地ビール製造業への新規参入の促進及び創業期の経営基盤の強化に効果が見られることからビールに係る酒税の税率の特例措置を延長する。

3. 改正の内容・適用時期

(1) 清酒等に係る酒税の税率の特例

【清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒の軽減割合】

前年度の課税移出数量		軽減割合					
		改正前 (29年度)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
1,300kl以下～1,000kl超	①清酒ほか	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	②果実酒				③20/100	20/100	20/100
1,000kl以下	①清酒ほか	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100
	②果実酒				③26/90	26/90	26/90

(注) 表中の各年度は、その年の4月1日から翌年3月31日を指す。以下、同じ。

清酒等の製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者は、適用期限の延長の対象から除外される。

①清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒のうちその他の発泡性酒類に該当するものを指す。

②果実酒のうち、その他の発泡性酒類に該当するものを除く。

③果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)の軽減割合について、平成32年10月1日以後において下段の割合が適用される。

【合成清酒及び発泡酒の軽減割合】

前年度の課税移出数量		軽減割合					
		改正前 (29年度)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
1,300kl以下～1,000kl超		5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
1,000kl以下		10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100

(注) 清酒等の製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者は、適用期限の延長の対象から除外される。

3. 改正の内容・適用時期

(2) ビールに係る酒税の税率の特例

【平成25年3月31日以前に初めてビールの製造免許を受けた場合】

前年度の課税移出数量	軽減割合				
	改正前 (29年度)	30年度	31年度	32年度	33年度以降
1,300kl以下～1,000kl超	7.5/100 ※1	7.5/100	7.5/100	7.5/100	適用なし
1,000kl以下	15/100	15/100	15/100	15/100	

(注) ビールの製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者は、適用期限の延長の対象から除外される。

※1 初めてビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの軽減割合は15/100。

【平成25年4月1日から平成33年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた場合】

前年度の課税移出数量	軽減割合				
	改正前 (29年度)	30年度	31年度	32年度	33年度以降
1,300kl以下～1,000kl超	7.5/100	7.5/100	7.5/100	7.5/100	適用なし ※2
1,000kl以下	15/100	15/100	15/100	15/100	適用なし ※3

(注) ビールの製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者は、適用期限の延長の対象から除外される。

※2 初めてビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは軽減割合7.5/100の適用あり。

※3 初めてビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは軽減割合15/100の適用あり。

4. 改正の影響

多くの地ビール製造者が適用を受けている税率の軽減の特例措置の延長により、引き続き全国各地で個性豊かな地ビールが製造され、消費者が多種多様なビールに親しむことが期待され、地域経済の活性化等にも貢献することが見込まれる。